

平成27年12月定例会会議録

平成27年豊郷町議会12月定例会は、平成27年12月17日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

5 番	西 山 勝
10 番	佐々木 康 雄

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	横 井 保 夫
総 務 企 画 課 長	村 田 忠 彦
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	上 田 文 夫
会 計 管 理 者	森 明 美
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	夏 原 一 郎

地域整備課長（上下水道担当）	藤野 弥
産業振興課長	土田 祐司
教育次長	岩崎 郁子
社会教育課長	浅居 浩

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

角田 清武  
寺田 理恵

5、提案された議案は次のとおり

- 議第74号 彦根愛知犬上広域行政組合格約の変更に関する協議につき議決を  
求めることについて  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第75号 豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用  
等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提  
供に関する条例案  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第76号 豊郷町税条例等の一部を改正する条例案  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第77号 豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正  
する条例案  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第78号 豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第79号 豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第80号 豊郷町文化財保護条例の一部を改正する条例案  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第81号 平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）  
《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第82号 平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第83号 平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》

- 議第 8 4 号 平成 2 7 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第 8 5 号 平成 2 7 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第 8 6 号 平成 2 7 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 請願第 4 号 差別を煽動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書の提出を求める請願  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 意見書第 3 号 ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書（案）
- 請願第 5 号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める請願書  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 請願第 6 号 高浜原発の再稼働に関する請願書  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 委員会の閉会中の継続調査申し出について  
（議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）  
（文教民生常任委員会）（予算決算常任委員会）  
（議会広報常任委員会）

西澤博一議長

おはようございます。

これより12月定例会を再開いたします。

(午前9時00分)

ただいまの出席議員は10名で、会議開会定足数に達しております。

よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、西澤清正議員、11番、河合勇議員を指名いたします。

日程第2、議第74号彦根愛知犬上広域行政組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについてを議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

北川和利文教民生常任委員長。

北川文教民生

常任委員長

議長。

西澤博一議長

北川文教民生常任委員長。

北川文教民生

常任委員長

それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る12月4日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第74号彦根愛知犬上広域行政組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて、去る12月11日に委員6名出席のもと、町長、副町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

審議では、規約改正概要書の第3条4項について、削ると記載しなければならないのでは、などの質疑がありました。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

西澤博一議長

これより、文教民生常任委員会委員長の報告について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員

なし。

西澤博一議長

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第74号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員

なし。

西澤博一議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第74号彦根愛知犬上広域行政組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第74号彦根愛知犬上広域行政組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについては、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立であります。

よって、議第74号彦根愛知犬上広域行政組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議第75号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例案から日程第8、議第80号豊郷町文化財保護条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。これについて付託委員会委員長より報告を求めます。

前田広幸総務産業建設常任委員長。

前田総務産業  
建設常任委員長  
西澤博一議長  
前田総務産業  
建設常任委員長

議長。

前田総務産業建設常任委員長。

皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る12月4日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第75号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例案、議第76号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案、議第77号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案、議第78号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、去る12月10日、委員5名出席のもと、町長、副町長および担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第75号の審議では、質疑はなく、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第76号の審議では、これまでに換価事例はあったのか、徴収の猶予について対象者の想定は何名かなどについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しまし

た。

議第 77 号の審議では、質疑、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第 78 号の審議では、質疑、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

西澤博一議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

続いて、北川和利文教民生常任委員長の報告を求めます。

北川文教民生

常任委員長

議長。

西澤博一議長

北川文教民生常任委員長。

北川文教民生

常任委員長

それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る 12 月 4 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 79 号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案、議第 80 号豊郷町文化財保護条例の一部を改正する条例案について、去る 12 月 11 日に委員 6 名出席のもと、町長、副町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第 79 号の審議では、質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議第 80 号の審議では、文化財保護法の条が 100 条近く飛んでいるが、大幅な改正があったのか、他の市町でも条例改正が上がっているのかについて質疑がされました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

西澤博一議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員

なし。

西澤博一議長

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 75 号の討論に入ります。

討論はありませんか。

鈴木議員

議長、反対討論、8 番。

西澤博一議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、8番、鈴木議員の反対討論の発言を許します。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第75号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例案に対する反対討論を行います。

この議案は、いわゆるマイナンバー法を受けての条例案ではありますが、マイナンバー法に基づく種々の条例改正に対しては6月議会でも反対討論を行っており、その問題点等は今回は詳しく述べませんが、ここに来てこのマイナンバー法の実施に関し、さまざまな問題点が浮き彫りになり、新聞、テレビなどでも大きく取り上げられています。

1つは、何といても10月に配付を終了させるとしていた個人番号通知カードが、豊郷町でも約150世帯、全国で数百万世帯から自治体に返送されていること、また年内にはその配送が終わらない見通しであることも明らかにされており、これは制度実施以前の問題であることが明らかになっています。

2つ目には、自治体によっては個人番号を記入しなくても税の申告等において問題はないとの見解を示す自治体もあり、各自治体における対応がまちまちになっていること。

3つ目には、個人番号カードを申請した場合のカード作成は、国の外郭機関であります地方公共団体情報システム機構に委ねられることから、漏えいがさらに懸念されることとなるなど、問題点は山積みされたままであり、このような条例案には反対といたします。

西澤博一議長 ほかに討論はありますか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第75号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第75号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤博一議長 起立多数であります。

よって、議第75号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第76号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第76号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第76号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立であります。

よって、議第76号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第77号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第77号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第77号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

西澤博一議長 起立多数であります。

よって、議第77号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第78号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。



西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより議第78号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
議第78号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

西澤博一議長 起立多数であります。  
よって、議第78号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり可決されました。  
これより議第79号の討論に入ります。

討論はありませんか。

鈴木議員 議長、賛成討論。

西澤博一議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

8番、鈴木議員。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第79号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案に対する賛成討論を行います。

私は、今、療育手帳Aなどを持っている人への助成はあるが、Bだけの人には今のところ何もない。なかなか施設には入れないし、入所できても子どもの様子がおかしいと施設から連絡があると、たびたび駆けつけて会社をリストラされた方もいる。何とかBだけの人にも補助がお願いできないのだろうかという関係者の声を聞き、9月議会でBのみの保持者の方への助成制度の創設を求めましたところ、できれば福祉医療として12月議会に条例改正を提出できるぐらいの準備をしたいとの回答がありましたが、この条例改正案はその回答が具体化されたものであり、歓迎をいたしたいと思います。

今回の改正は、関係者に大いに喜ばれるものと思いますが、障害者福祉をさらに前進させることを期待し、賛成討論といたします。

西澤博一議長 ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第79号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第79号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博一議長 起立全員であります。

よって、議第79号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第80号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第80号豊郷町文化財保護条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第80号豊郷町文化財保護条例の一部を改正する条例案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立であります。

よって、議第80号豊郷町文化財保護条例の一部を改正する条例案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議第81号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)から日程第14、議第86号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

鈴木予算決算

常任副委員長 議長。

西澤博一議長 鈴木予算決算常任副委員長。

鈴木予算決算

常任副委員長 それでは、西山勝予算決算常任委員長が入院、加療中のため、副委員長の私、鈴木が予算決算常任委員会報告をいたします。

去る12月4日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第81号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)について、去る12月8日、委員11名出席のもと、町長、副町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、総務企画課関係の質疑では、歳入において選挙人名簿システム改修補助金に質疑があり、選挙権の年齢が20歳から18歳に引き下げられると答弁がありましたが、町内の対象者は何名かという質疑に対し、今のところ不確定だが、120名から140名程度という答弁がありました。また、一般寄付金の件数と幾らかの質疑では、豊郷済美会より50万円の寄付をいただいたとの答弁がありました。歳出においては、議会費の時間外手当の増額理由について質疑があり、見込み額で超過するためとの答弁がありました。

保健福祉課関係では、歳出において福祉医療給付費が増えてきている理由について質疑があり、受診件数の増加や医療費改定、子育て応援医療費助成事業の対象者の増加などが主な原因であるとの答弁がありました。また、それ以外で増加した部分や重度化しているのかの質疑については、他の福祉医療費の項目全てで医療費が増加しており、特に重度化しているとは考えにくいとの答弁がありました。

医療保険課関係では、歳出では介護保険事業費の臨時職員賃金の内容について質疑があり、ケアプランの作成を10名程度、民間事業所に委託していたが、ケアマネの人員削減等で委託ができなくなったため、介護支援専門員を採用したいとの答弁がありました。また、保健衛生費の健康診断委託料の増額についての質疑では、健診の単価が上がっていることや受診者の増加により増額しているとの答弁がありました。豊郷町での特定健診受診率と国の示した60%に達している自治体は県下にあるのかについての質疑では、確定は年度末以降になるが、現在では伸び率が全体の30%を超え、昨年度よりは上回っていること、ただ、国の示した60%は達成できる自治体がないため、現在、見直しがかけているとの答弁がありました。また、業者が変更されるが、診察項目は同じかという質疑では、27年度については同様で、28年度に向けては現在、協議をしているとの答弁でありました。

産業振興課関係では、歳入では、農林水産業費県補助金で町内の集落営農で法人化された数と、今回、法人化を進めている集落営農はどこかについて質疑があり、6集落のうち4集落が法人化されており、八町と石畑の2集落が今回、法人化を進めているとの答弁でありました。また、農地中間管理事業委託金の事業内容と件数についての質疑では、農業をやめられ、農地が出たら、中間管理機構に付託して、新たな耕作者を決めていく事業で、現在3件、7反の処理をしているとの答弁がありました。

歳出においては、街路灯整備事業の場所と本数について質疑があり、今回、補正分と当初分を合わせて、町全域になり、合わせて135基が整備されると

の答弁でありました。また、新規に設置はされないのか、廃業された方の街灯をどうするかとの質疑があり、建てかえのみで廃業された分は商工会が撤去のみを行う予定であるとの答弁がありました。

地域整備課関係では、歳入では、土木費分担金の2字の割合と金額について質疑があり、安食南が170万円の10%負担、雨降野が水路工事で120万円の10%負担であると答弁がありました。また、地籍事業費補助金の減額理由の質疑は、地籍調査事業にかかわる入札の執行残であるとの答弁がありました。歳出においては、道路橋梁費の修繕料の内容について質疑があり、吉田地区の道路横断側溝の修繕であるとの答弁がありました。

人権政策課関係では、歳出では、人権対策費の施設整備費の場所について質疑があり、三ツ池区の要望で道路整備を予定しており、建っている家屋の解体費用であるとの答弁がありました。また、改良住宅管理費の修繕料の修繕内容、件数についての質疑があり、平成25年度以前の防水工事で、天井、壁、床が直っていないものがあつたため、天井修繕6件、壁修繕5件、床修繕4件、浴室修繕1件などを行うとの答弁でありました。平成25年以前の修繕要望がまだ残っているのかとの質疑があり、今後、長池団地などについても可能性があるとの答弁でありました。

教育委員会関係では、歳入においては、給食事業収入について増加した人数と現在の幼稚園就園数について質疑があり、4歳、5歳児が4名10カ月分、3歳児が1名9カ月分、職員1名の増で、現在就園数は124名との答弁がありました。歳出では、事務局費の賃金、備品購入費の内訳について質疑があり、7月末に職員が退職したため、事務補佐員として臨時職員1名分、備品は書庫の棚が壊れたためとの答弁がありました。教育振興費の小・中学校入学助成金の今後の予定についての質疑では、地方創生で先行的に事業を実施し、今年度を含めて5年間は実施をする予定であるとの答弁がありました。金銭ではなく、物品支給をという議論はなかったのかという質疑では、制服の助成を行う議論があつたが、手続き的な部分などで現金の支給を行いたいとの答弁がありました。基準日が2月1日となっているが、その後に転入、転出された方や町外の学校に通う方の対応についての質疑があり、事前の健診や教育委員会、保護者を通じて町内の小学校に入学される方はおおよそ把握できている。中学校については、入試などで要件が直前までわからないので、事務手続き上、簡素にした方がいいため、2月1日の住所要件で交付をする予定をしているとの答弁がありました。3月以降に転入される方も多く、2月2日以降に転出者から申請が出た場合でも対象となってしまうため、柔軟に考えられないのかとの質疑が

あり、柔軟に対応できるよう、これから検討したいとの答弁がありました。

豊郷小学校管理費の水道漏水調査委託料について、漏水の事実があるのかの質疑があり、昨年、水道料が増えた時期があったが、その時点では漏水の事実は確認できなかった。しかし、今年度9月以降に再び水道料が増え、再度確認を行ったが、漏水が確認できなかったために、専門的に調査を行いたいとの答弁がありました。中学校費の教育振興費の車両借り上げ料の増額について質疑があり、ブラスバンド部がコンテストに出場するためのバス借り上げ料であるとの答弁がありました。幼稚園費の就園奨励費の内訳についての質疑があり、私立幼稚園1名分との答弁がありました。

豊栄のさと施設費の修繕料の内容について質疑があり、蛍光管の安定器の交換と芝生周りのポールライト1個が割られたための修繕、男子トイレの水洗機器が1台故障したため修繕したいとの答弁がありました。また、豊栄のさとの上下水管の詰まりはないのか、定期的に掃除は行っているかとの質疑があり、下水でくみ上げの機械が故障し、水が流れないこともあったが、先週、掃除を行い、現在は詰まることはない、上水も順調に流れているとの答弁がありました。

スポーツ公園施設費の維持補修費の工事内容について質疑があり、体育館の正面玄関前に設置されている時計のポールが腐ってきており、取りかえを行うための費用との答弁がありましたが、時計は寄付されたものだと思うが、寄付者の理解は得ているかとの質疑があり、早急に調査をして寄付者に相談をさせていただき、議会中に対応したいとの答弁がありました。愛里保育園では、修繕費の内容について質疑があり、木製総合遊具の修繕予算を当初で計上していたが、基礎の部分が腐食していたため工事費の積み上げを行いたいとの答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

西澤博一議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

続いて、北川和利文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。

北川文教民生

常任委員長

議長。

西澤博一議長

北川文教民生常任委員長。

北川文教民生

常任委員長

それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る12月4日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第82号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第85号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第86号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、去る12月11日、委員6名出席のもと、町長、副町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第82号の審議では、債務負担行為を行う理由について、歳入では、療養給付費等負担金の療養給付費分の減額理由、財政調整交付金の国と県の増減のかかわりについて、保険者支援分繰入金の額の確定はまだかなど、歳出では、一般被保険者療養給付費が増えている原因の分析はしているのか、一般被保険者高額療養費が増えている原因などについて質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第85号の審議では、歳入では、財政安定化基金貸付金の減額について、歳出では、介護認定審査会費の減額理由、介護認定を受けておられる方の状況について、地域密着型介護サービス給付費の減額理由、居宅介護福祉用具購入費はどういったものを購入されているのか、介護予防住宅改修費の増額理由、高額介護サービス費の基準について、総合相談支援事業、権利擁護事業費について、高野瀬の高齢者専用賃貸住宅などについて質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第86号の審議では、歳入において保険基盤安定繰入金について質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

西澤博一議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

続いて、前田広幸総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

前田総務産業

建設常任委員長

議長。

西澤博一議長

前田総務産業建設常任委員長。

前田総務産業

建設常任委員長

総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る12月4日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第83

号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)および議第84号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、去る12月10日、委員5名出席のもと、町長、副町長および担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第83号の審議では、歳出において、アセットマネジメント策定事務委託料の事業内容について、公課費の消費税の増額理由についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第84号の審議では、歳入では、流域下水道剰余金返還金の理由、漏水はどのくらい出ているのかについて、歳出では、維持補修費の増額理由と場所などについて質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

西澤博一議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第81号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第81号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第81号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立であります。

よって、議第81号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第82号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員

なし。

西澤博一議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第82号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第82号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 員

(起立、全員)

西澤博一議長

全員起立であります。

よって、議第82号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第83号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員

なし。

西澤博一議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に議第83号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第83号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 員

(起立、全員)

西澤博一議長

全員起立であります。

よって、議第83号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第84号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員

なし。

西澤博一議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第84号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第84号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、



委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立であります。

よって、議第84号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第85号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に議第85号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第85号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立であります。

よって、議第85号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第86号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に議第86号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第86号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤博一議長 起立多数であります。

よって、議第86号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、請願第4号差別を煽動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

これについて付託委員会委員長より報告を求めます。

前田総務産業

建設常任委員長 議長。

西澤博一議長 前田総務産業建設常任委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る12月4日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第4号差別を煽動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書の提出を求める請願について、去る12月10日、委員5名出席のもと審議を行いました。

審議では、意見書（案）と滋賀県議会が出された意見書との違いについて、法律化を求める理由、近隣でのヘイトスピーチの活動について、ヘイトスピーチの定義についてなどが質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、可否同数のため、委員長裁決で採択と決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

西澤博一議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより総務産業建設常任委員会委員長の報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第4号の討論に入ります。

討論はありませんか。

鈴木議員 議長。反対討論。

西澤博一議長 討論の申し出があります。請願第4号の討論に入ります。8番、鈴木議員。

鈴木議員 それでは、請願第4号差別を煽動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書の提出を求める請願に対する反対討論を行います。

ヘイトスピーチの定義は、現在まだ定まったものはありませんが、法務省は特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動としています。その観点から見ても、請願書にもあるように在日コリアンの人々に対する差別的言動は決して許されるものではありませんが、では、これらの行為にどう対応するかについて、今、学者、弁護士など専門家の間でも何らかの法律的な規制が必要ではないかという意見や、現在の人権法の法律の範囲で対応することができないかとの意見があり、まだその方向性が定まっていないのが実情であり、今回のヘイトスピーチ禁止法の制定は時期尚早ではないかと考えるのが1点です。

2つ目には、意見書案には差別語を用いて被差別部落の住民を差別する街宣行動を行った事例に対し、奈良地裁が損害賠償を命じる判決を出したことが紹介されていますが、先ほど述べたように、ヘイトスピーチは基本的に特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動とされており、国内の問題である、いわゆる部落問題とは一線を画すものではないかと考える次第です。

私の議員活動の原点は、差別と貧困のない社会をつくりたいということであり、その立場に立つと、ヘイトスピーチや社会問題としての部落問題は基本的に解決したとはいえ、まだ一部に残っている部落差別にももちろん私は反対の立場ではありますが、それらを同列化し、混在化するには論理的矛盾があるのではないかと考え、今回は反対といたします。

西澤博一議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第4号差別を煽動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

議員 (起立、多数)

西澤博一議長 賛成多数であります。

よって、請願第4号差別を煽動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書の提出を求める請願は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

本日、請願第4号が採択されましたので、意見書の内容打ち合わせのため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩といたします。議会運営委員会委員は、議員控室にお集りください。10時5分に再開します。暫時休憩します。

(午前9時50分 休憩)

---

(午前10時04分 再開)

西澤博一議長 再開いたします。

本日、請願第4号が採択されたことを受けまして、豊郷町議会として意見書を各機関に送付するに当たり、意見書第3号ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書(案)を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。本日の議事日程に意見書第3号を追加し、日程を変更し

て、追加日程第16とし、議題とすることにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。よって、意見書第3号を日程に追加し、日程を変更して、追加日程第16として、議題とすることに決定いたしました。

ただいまより局長に日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

西澤博一議長 日程第16、意見書第3号ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書(案)を議題といたします。

議会運営委員長、提案の説明を求めます。

前田議会運営

副委員長 議長。

西澤博一議長 前田議会運営副委員長。

前田議会運営

副委員長 西山勝議会運営委員長が欠席のため、副委員長の私、前田がかかわって説明いたします。

意見書案を朗読し、説明といたしたいと思います。

ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書(案)。

近年、日本では特定の外国人への憎悪表現、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となっています。昨年、12月9日、最高裁判所は京都朝鮮第一初級学校の付近において、「スパイの子ども!」、「日本からたたき出せ!」等のヘイトスピーチを大音量で行った団体及びその構成員らに対し、街宣活動の差し止めと賠償の支払いを命じた1審、2審の判決を維持し、上告を棄却しました。また、奈良県においても、平成23年御所市の水平社博物館前で差別語を用いて被差別部落の住民や出身者を差別する街宣行動を行ったことに対し、奈良地方裁判所はこれを差別と認め、損害賠償を命じる判決を言い渡しています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきと勧告をいたしました。さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も、日本に対し法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がなされている国もあります。2020年には、東京オリンピック、パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは、国際社会におけるわが国へ

の信頼を失うことにもなりかねません。よって、政府におかれましては、ヘイトスピーチをなくすための法整備を進められるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年。

豊郷町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣宛。

以上、よろしくお願いいたします。

西澤博一議長 これより意見書第3号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村議員。

今村議員 それでは、ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書案について質疑を行います。

先の請願書のときにも申し上げましたが、このヘイトスピーチというのがわが国において、今の憲法下において個人的人権の尊重、また言論の自由、こういったことで、このヘイトスピーチを規制するための法整備なんですけれども、どこでその範囲が決まるのかというのは非常に微妙な問題だと思うんですけれども、提案者はこのヘイトスピーチというのをどういうふうに理解して、範囲はどこまでとか、どういうふうに考えているのかというのが、これでは抽象的に京都の朝鮮第一初級学校付近においてのヘイトスピーチという形であるんですけれども、この問題は非常に今の日本の憲法、それから各法律からして、対応の内容としては現行法でもできるんじゃないかという意見もありますし、これをあえてつくらなきゃいけないというのは、どの部分に対してのことを言っておられるのか具体的に説明をしてください。

前田議員 議長。

西澤博一議長 4番、前田議員。

前田議員 今村さんの質疑にお答えします。

このたびの意見書につきましては、請願書についておりました意見書のところである程度説明はされておると思いますので、質疑については私からは控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

今村議員 はい、反対討論。

西澤博一議長 1 2 番、今村議員。討論の申し出があります。

これより反対討論の発言を許可します。

今村議員 議長。

西澤博一議長 1 2 番、今村議員。

今村議員 それでは、ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書（案）につきまして、反対討論をいたします。

ただいまの質疑に関して、提案者の議会運営委員会副委員長、前田広幸議員の質疑の答弁は、もう請願のときの質疑でもう終わっているという形の言い方しか答弁はなく、こちらの質疑に対して真摯に答えていただけなかったということは非常に残念です。それを踏まえた上で、当然この特定の外国人に対するこういった言動、ヘイトスピーチというのは許される問題ではありません。しかし、この問題は今、国連で日本も条約批准している関係から、そういった勧告もありますが、日本は日本の憲法並びに関係法があります。そういった中で、やはりどういう形にしていくのがいいのかということは、まだいろいろと賛否両論のある今の段階においては、この問題を即、このヘイトスピーチをなくすための法整備を求めるという形に持っていくことは時期尚早だと私も思っております。

また、もう1つやっぱりここに書かれている、意見書につけ加えられている、この部落差別の問題が奈良の地方裁判所において、これが損害賠償を命じる判決を言い渡していますという形で文言が挿入されているんですけども、このことはヘイトスピーチとははっきり言って、問題の質が違うということで、入れるべきではないということ、まずちゃんと区別した上で考えていかなくてはいけないと私は思います。

そして、このヘイトスピーチが起こる背景は何かということをもっと政府は考えるべきだと思うんです。ネットの中でそこに寄ってくる若者、そういった人たちの今置かれている日本社会における閉塞感、若者が本当に若者として希望を持って生きられない、こういった社会を変えていくことが、今の政府にとって一番やっていかなくてはならない、誰かをたたいて、その場の自己満足をしていくというような、こういった若者が増えている、それはやっぱり今の社会がゆがんでいる、若者たちが生きづらい社会になっている、非正規の方が2人に1人とか、ブラック企業で年収200万で働かされるとか、いろんなことがあります。若者の生きづらさが、こういったところに走っていく、こういう

社会現象も考えていくことも大事だと思っていますので。ただ、どこでヘイトスピーチとして限定するのかという問題も、今、国が特定秘密保護法なる非常に危険な法律をつくりましたが、それらと連動する危険性もありますので、私はこの意見書は今の時期では非常に時期尚早で問題があると思いますので、反対といたします。

西澤博一議長 ほかに討論はありますか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようですので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより意見書第3号ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書（案）を採決いたします。

意見書第3号ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書（案）を可決することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、多数）

西澤博一議長 起立多数であります。

よって、意見書第3号ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書（案）は原案どおり可決されました。

なお、意見書第3号は豊郷町議会として、各関係機関へ送付いたします。

日程第17、請願第5号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める請願書を議題といたします。

これについて付託委員会委員長より報告を求めます。

前田総務産業

建設常任委員長 議長。

西澤博一議長 前田総務産業建設常任委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る12月4日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第5号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める請願書について、去る12月10日、委員5名出席のもと審議を行いました。

審議では、滋賀県の犠牲者にはどういった方がいるのか、国の救済措置はなかったのか、他市町での状況について、なぜ今、提出されたのかなどが質疑されました。

質疑終了後、賛成討論の申し出があり、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

西澤博一議長 慎重審議、ご苦労さまでした。  
これより総務産業建設常任委員長の報告について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。  
これより請願第5号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

今村議員 賛成討論。

西澤博一議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村議員、賛成討論。

今村議員 請願第5号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める請願書に対する賛成討論を行います。

戦後70年の今日、わが国の国民の過半数が戦争を知らない世代となりました。その戦争を知らない安倍総理は、歴代自民政権ができないと言ってきた集団的自衛権行使容認を一内閣の閣議決定で決め、国会で世論の反対を無視して強行採決し、憲法違反の安保法制をつくりました。

1968年、昭和43年の国連総会において、戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用条約が可決されました。日本は、この条約の採決に際して棄権をして、いまだに批准をしていません。ドイツは、ナチスの犠牲者に謝罪と賠償を行い、今日まで行い、また、イタリアは反ファシスト政治犯に対して賠償を行っています。また、アメリカ、カナダは第2次大戦中、日系人を強制収容所に入れたことに対して賠償をしています。イギリスはケニアの反植民地運動弾圧に対する賠償金を払うなど真摯に国が過去に行った戦争犯罪や人道に反する行為に対して、謝罪と賠償を行っています。

政府は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認める、これが戦争加害者だったわが国の当然の責任です。既に治安維持法による被害者の多くの方々が亡くなり、生存者は40人足らずです。一日も早い名誉回復と謝罪、そして国家賠償を実現しなくてはなりません。

戦後、日本は侵略戦争への反省をもとに、国際社会に復帰し、平和と自由、民主主義を宣言した憲法を掲げ、世界の国々に対して名誉と信頼の構築を進めてきた歴史を踏まえれば、今からでも遅くないと私は思います。早く法制化をすべきだと思います。

以上の理由で、この請願に対する賛成といたします。



西澤博一議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第5号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める請願書を採決します。この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第5号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める請願書を採択することに賛成の方は起立を願います。

議員 （起立、少数）

西澤博一議長 起立少数であります。

よって、請願第5号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める請願書は不採択とすることに決定しました。

日程第18、請願第6号高浜原発の再稼働に関する請願書を議題といたしません。

これについて付託委員会委員長より報告を求めます。

前田総務産業

建設常任委員長 議長。

西澤博一議長 前田総務産業建設常任委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る12月4日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第6号高浜原発の再稼働に関する請願書について、去る12月10日、委員5名出席のもと審議を行いました。

審議では、福井地裁の決定内容の主旨説明について、地元の町や議会が賛成しているが、賛成、反対の表明をしてもよいものか、彦根愛知犬上の中で請願に対する議会の対応についてなどが質疑がされました。

質疑終了後、討論、採決と福井地裁は再稼働を認めない仮処分決定をしているが、地元の町や議会は再稼働への同意を表明している。今後、早期に結論が出る問題ではないので、現地視察などの調査を行う必要があるのではという継続審査の意見があり、意見を集約した結果、継続審査とすることに決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

西澤博一議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより総務産業建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

この請願に対する委員長の報告は継続審査であり、会議規則第75条の規定により、継続審査の申し出があります。

総務産業建設常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博一議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第6号高浜原発の再稼働に関する請願書は、総務産業建設常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第19、委員会の閉会中の継続調査申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員長から会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は行財政問題、農業、商工業、土木並びに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長並びに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長並びに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これをおもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。

それでは、本日の会議を閉じます。

これにて平成27年12月第4回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時31分 閉会)